

第1章 目的

この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

1. 登下校について

- (1) 登下校については決められた時刻を守る。
- (2) 早朝の登校や下校時刻後に居残りをする場合には、担任の許可を得る。
- (3) 自宅から自力で通学する場合は、学校に「自力通学届」を提出し、学校長から「自力通学許可」を受ける。
- (4) 登下校での交通ルール・マナーを守る。
 - ・学校では右側通行を守る。また、通行するとき、譲り合う等マナーを守る。
 - ・道路や踏み切りでは、信号を守り左右をよく確認し、危険な横断をしない。
 - ・バスや電車等を利用する時は、乗車の順番や車内でのマナーを守り、周囲に迷惑をかけないようにする。

2. 授業に関すること

- (1) 時間を守り、教室の移動・準備は授業開始までに済ませておく。
- (2) 授業の開始・終了時にはお互いにあいさつをする。
- (3) 勉強がわからない時は、友だちや先生に相談する。

3. マナー・エチケットについて

- (1) 来校者、先生、友だちにあいさつする。
- (2) 就業体験、職場実習等において、礼儀正しいあいさつをする。
- (3) 社会の一員としての自覚を持ち、活動に応じた服装を選び、髪や爪等清潔な身だしなみを心がける。
不必要なアクセサリー等は身につけない。
- (4) 持ち物には氏名を書き、自己管理する。
- (5) 金品を失くしたり、拾ったりしたときは担任や他の先生に届け出る。
- (6) 公共物や他人の物は大切に扱い、使った後は元に戻す。
- (7) 学校の公共物を破損したときは、直ちに担任や他の先生に届け出る。

4. 人間関係について

- (1) 自分や友だちを大切にする。
- (2) 男性・女性また個性を大切にし、体を触る、傷つける発言など相手の嫌がる行為をしない。
- (3) 問題が起こったときは暴力ではなく、話し合いで解決する。
- (4) 友だちを無視したり、仲間はずれにしたりしない。
- (5) 友だちや先生等のことで困ったときは、家族（又は園の先生）や担任、体罰セクシュアルハラスメント相談窓口の先生に相談する。

5. スマートフォン等について

- (1) 自力通学・放課後の保護者連絡等の理由で必要な生徒については「スマートフォン等持ち込み誓約書」を提出し、スマートフォン等を持ち込むことができる。
- (2) スマートフォン等を持ち込む場合は、登校時刻から下校時刻まで使用しない。

- (3) スマートフォン等の所持については、生徒と保護者が十分な話し合いを持ち、家庭や学校における約束・ルールを守って使用する。

第3章 校外の生活に関すること

- (1) 法令で保護者の同伴なしで未成年の入場が禁止されている場所へ立ち入らない。
(2) 登下校時、保護者の同伴なしでの飲食店（ファーストフード店等）を利用しない。
(3) 危険な行為をしたり、地域社会に迷惑をかけたりしない。
(4) 学校感染症（インフルエンザ、麻疹、風疹等）が家庭に発生した場合は、速やかに担任に届け出る。

第4章 社会のルールに関すること

- (1) 社会の一員としての自覚を持ち、法律やルールを守る。
- ・ 飲酒・喫煙
 - ・ 万引き
 - ・ 薬物乱用
 - ・ 交通違反
 - ・ 建物、器物損壊
 - ・ 暴力等
 - ・ 性に関する逸脱行為

| | |
|-------------------|------|
| 平成 23 年 1 月 7 日 | 制定 |
| 平成 24 年 5 月 16 日 | 一部改定 |
| 平成 25 年 11 月 19 日 | 一部改定 |
| 平成 26 年 4 月 17 日 | 一部改定 |
| 平成 27 年 3 月 26 日 | 一部改定 |
| 平成 28 年 3 月 25 日 | 一部改定 |
| 令和 2 年 4 月 1 日 | 一部改定 |